

小樽市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業の人員等に関する基準を定める要綱

目次

第1章	総則（第1条・第2条）
第2章	訪問介護相当サービス
第1節	基本方針（第3条）
第2節	人員に関する基準（第4条・第5条）
第3節	設備に関する基準（第6条）
第4節	運営に関する基準（第7条―第39条）
第5節	共生型訪問介護相当サービスに関する基準（39の2・39の3）
第6節	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第40条―第42条）
第3章	通所介護相当サービス
第1節	基本方針（第43条）
第2節	人員に関する基準（第44条・第45条）
第3節	設備に関する基準（第46条）
第4節	運営に関する基準（第47条―第56条）
第5節	共生型通所介護相当サービスに関する基準（56の2・56の3）
第6節	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第57条―第60条）
	附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、市が行う第1号訪問事業（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。以下同じ。）及び第1号通所事業（同号ロに規定する第1号通所事業をいう。以下同じ。）に係る介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6第1号イに規定する基準及び同条第2号に規定する基準を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、小樽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）要綱第4条第1項に規定する介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）訪問型サービス

ア 訪問介護相当サービス 実施要綱第4条第1項に規定する訪問型サービス（第1号訪問事業）のうち、省令第140条の63の6第1号イの規定に基づき介護保険法施

行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下、「旧指定介護予防サービス等基準」という。）に規定する介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）の基準の例により定めたこの要綱第2章に規定する基準によりサービスの提供が行われるものをいう。

イ 共生型訪問介護相当サービス 次の(ア)又は(イ)に該当する事業について都道府県知事が指定する事業者（以下、「指定居宅介護等事業者」という。）により行われる実施要綱第4条第1項に規定する第1号訪問事業のうち、次章第5節に規定する基準によりサービスの提供が行われるものをいう。ただし、(ア)又は(イ)に該当する指定居宅介護等事業者が前号アの訪問介護相当サービスについて、法第115条の45の3第1項の指定を受け又は受けようとする場合を除く。

(ア) 指定居宅介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）

(イ) 重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）の事業を行う者

(2) 通所型サービス

ア 通所介護相当サービス 実施要綱第4条第1項に規定する第1号通所事業のうち、省令第140条の63の6第1号イの規定に基づき旧指定介護予防サービス等基準に規定する介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）の基準の例により定めたこの要綱第3章に規定する基準によりサービスの提供が行われるものをいう。

イ 共生型通所介護相当サービス 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する事業について、都道府県知事が指定する事業者（以下、「指定生活介護等事業者」という。）により行われる実施要綱第4条第1項の規定による第1号通所事業のうち、第3章第5節に規定する基準によりサービスの提供が行われるものをいう。ただし、(ア)から(オ)までのいずれかに該当する指定生活介護等事業者が前号アの通所介護相当サービスについて、法第115条の45の3第1項の指定を受け又は受けようとする場合を除く。

(ア) 指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）

- (イ) 指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）
 - (ウ) 指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）
 - (エ) 指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者（主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる事業所において、指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）を提供するものを除く。）をいう。）
 - (オ) 指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において、指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者をいう。）
- (3) 介護予防ケアマネジメント この市が行う法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。
- (4) 第1号事業支給費基準額 第1号訪問事業又は第1号通所事業に要する費用の額をいう。

第2章 訪問介護相当サービス

第1節 基本方針

第3条 訪問介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第3条の2 訪問介護相当サービスの事業を行う者（以下「訪問介護相当サービス事業者」という。）は、サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第3条の3 訪問介護相当サービス事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第2節 人員に関する基準

（訪問介護員等の基準）

第4条 訪問介護相当サービスの事業者が当該事業を行う事業所（以下「訪問介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等は、次のいずれかに該当する者とし、その員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

(1) 介護福祉士

(2) 次のア又はイに掲げる研修の課程を修了し、それぞれに定める者が当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者

ア 都道府県知事の行う介護員の養成に関する研修 当該都道府県知事

イ 都道府県知事が指定する者（以下この号において「介護員養成研修事業者」という。）の行う研修であって省令第22条の27で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの 当該介護員養成研修事業者

2 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）（以下「指定居宅サービス等基準」という。））第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における訪問介護相当サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項のサービス提供責任者は、厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）で定める者であって、専ら訪問介護相当サービスに従事する者をもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（地域密着型サービス基準第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している訪問介護相当サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該訪問介護相当サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

6 訪問介護相当サービス事業者が第2項に規定する指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービスの事業と当該指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該指定訪問介護の事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第5条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、訪問介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該訪問介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品)

第6条 訪問介護相当サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問介護相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(電磁的記録等の代用)

第7条 訪問介護相当サービス事業者は、作成、保存、その他これらに類するものうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 訪問介護相当サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（この項において「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条の2 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第25条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織（訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該訪問介護相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 電磁的方法は、利用申込者又はその家族がその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力して文書を作成することができるものでなければならない。

4 訪問介護相当サービス事業者は、第2項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その提供に用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち訪問介護相当サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た訪問介護相当サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により、重要事項について電磁的方法による提供を受け

ない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法による重要事項の提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(サービス提供拒否の禁止)

第8条 訪問介護相当サービス事業者は、正当な理由なく、訪問介護相当サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な訪問介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定介護予防支援事業者」という。）又は当該利用申込者に係る介護予防ケアマネジメント事業を行う事業者（以下「介護予防ケアマネジメント事業者」という。）への連絡、適当な他の訪問介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証により、被保険者資格、法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等（以下単に「居宅要支援被保険者等」という。）であることの確認及び要支援認定を有している場合は要支援認定の有効期間を確認するものとする。

2 訪問介護相当サービス事業者は、前項の被保険者証に法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、訪問介護相当サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請等に係る援助)

第11条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、居宅要支援被保険者等でない利用申込者について、要支援認定の申請が既に行われているか否かを確認するとともに、当該申請が行われていない場合には、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに、当該申請についての必要な援助又は基本チェックリストの実施についての必要な援助を行わなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、要支援被保険者である利用者について、指定介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が当該利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第12条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者に係る指定介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）又は介護予防ケアマネジメント事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定介護予防支援事業者等との連携)

第13条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスを提供するに当たっては、指定介護予防支援事業者、介護予防ケアマネジメント事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「指定介護予防支援事業者等」という。）との密接な連携に努めなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定介護予防支援事業者等（指定介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント事業者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

3 訪問介護相当サービス事業者のサービス提供責任者は、指定介護予防支援事業者等に対し、訪問介護相当型サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うものとする。

(第1号事業支給費を受けるための援助)

第14条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、当該利用申込者又はその家族に対し、法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントに基づくサービス計画（以下「介護予防サービス計画等」という。）の作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、指定介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第15条 訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画等が作成されている場合には、当該介護予防サービス計画等に沿った訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第16条 訪問介護相当サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合には、当該利用者に係る指定介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第17条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときはこれを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第18条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスを提供したときは、当該訪問介護相当サービスの提供日及び内容、当該訪問介護相当サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスを提供したときは、その具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第19条 訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する訪問介護相当サービスを提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該訪問介護相当サービスに係る第1号事業支給費基準額から当該訪問介護相当サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除した額の支払を受けるものとする。

2 訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問介護相当サービスを提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と、当該訪問介護相当サービスに係る第1号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 訪問介護相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問介護相当サービスを行う場合には、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 訪問介護相当サービス事業者は、前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(第1号事業支給費の請求のための証明書の交付)

第20条 訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合には、提供した訪問介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第21条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族に対する訪問介護相当サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市等への通知)

第22条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市及び保険者市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なく訪問介護相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させ、又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第23条 訪問介護員等は、現に訪問介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第24条 訪問介護相当サービス事業所の管理者は、訪問介護相当サービス事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該訪問介護相当サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者(第4条第2項のサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
 - (2) 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。
 - (3) 指定介護予防支援事業者等に対し、訪問介護相当サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
 - (4) サービス担当者会議への出席等により、指定介護予防支援事業者等との連携を図ること。
 - (5) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この項において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
 - (6) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
 - (7) 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。
 - (8) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
 - (9) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第25条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 訪問介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第26条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の支援に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第27条 訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な訪問介護相当サービスを提供できるよう、訪問介護相当サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めなければならない。

- 2 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業所ごとに、当該訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等によって訪問介護相当サービスを提供しなければならない。
- 3 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第27条の2 訪問介護相当サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 訪問介護相当サービス事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 訪問介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第28条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

第28条の2 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるよう努めなければならない。

(1) 訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 訪問介護相当サービス事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第29条 訪問介護相当サービス事業者は、当該訪問介護相当サービス事業所の見やすい場所に、第25条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該訪問介護相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による当該訪問介護相当サービス事業所の掲示に代えることができる。

(秘密保持等)

第30条 訪問介護相当サービス事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、当該訪問介護相当サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 訪問介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

(広告)

第31条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業所について、虚偽又は誇大な内容の広告をしてはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第32条 訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画等の作成又は変更に際し、指定介護予防支援事業者等又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要なサービス当該計画等に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(指定介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第33条 訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防支援事業者等又はそれらの従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理等)

第34条 訪問介護相当サービス事業者は、提供した訪問介護相当サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速、かつ、適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 訪問介護相当サービス事業者は、提供した訪問介護相当サービスに関し、法第115条の45の7の規定により市長が行う事業者若しくはその従業者等に対する報告等の求め、出頭の求め、又は当該市町村の職員による検査等に応じ、利用者からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 訪問介護相当サービス事業者は、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(市が実施する事業への協力)

第35条 訪問介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した訪問介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(地域との連携)

第36条 訪問介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した訪問介護相当サービスに関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第36条の2 訪問介護相当サービス事業者は、当該訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問介護相当サービスの提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第37条 訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合には、関係する市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係

る指定介護予防支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 訪問介護相当サービス事業者は、前項の事故が利用者の死亡事故その他重大な事故であるときは、速やかに指定を受けた市町村にその旨を報告しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問介護事業者は、前2項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償しなければならない。

(虐待の防止)

第37条の2 訪問介護相当サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるよう努めなければならない。

- (1) 当該訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該訪問介護相当サービス事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第38条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第39条 訪問介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
 - (1) 第41条第2号に規定する訪問介護相当サービス計画
 - (2) 第18条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録
 - (3) 第22条の規定による市等への通知に係る記録
 - (4) 第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第37条第3項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録

第5節 共生型訪問介護相当サービスに関する基準

(共生型訪問介護相当サービスの基準)

第39条の2 共生型訪問介護相当サービスの事業を行う指定居宅介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。)及び重度訪問介護(障害者総合支援法第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。第1号において同じ。)に係る指定障害福祉サービス(障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第1号において同じ。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定居宅介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。)又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護(指定障害福祉サービス等基準第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。)又は重度訪問介護(以下この号において「指定居宅介護等」という。)の利用者の数を指定居宅介護等の利用者、共生型訪問介護及び共生型訪問介護相当サービスの利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型訪問介護相当サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、訪問介護相当サービス事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
(準用)

第39条の3 第3条、第3条の2及び第3条の3、第4条(第1項を除く。)及び第5条並びに前節及び次節の規定は、共生型訪問介護相当サービスの事業について準用する。この場合において、第4条第2項中「利用者(」とあるのは「利用者(共生型訪問介護相当サービスの利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、」と、「介護予防訪問型サービス及び指定訪問介護の」とあるのは「共生型訪問介護相当サービス、指定訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの」と読み替えるものとする。

第6節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(訪問介護相当サービスの基本取扱方針)

第40条 訪問介護相当サービスは、利用者の介護予防(法第115条の45第1項第1号イに規定する介護予防をいう。以下同じ。)に資するよう、その目標が設定され、計画的に行われなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、自らその提供する訪問介護相当サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援する

ことを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

- 4 訪問介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加することができるよう適切な働きかけに努めなければならない。

(訪問介護相当サービスの具体的取扱方針)

第41条 訪問介護員等の行う訪問介護相当サービスの方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議その他の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画（以下この条において「訪問介護相当サービス計画」という。）を作成すること。
- (3) サービス提供責任者は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合には、当該介護予防サービス計画等の内容に沿って訪問介護相当サービス計画を作成すること。
- (4) サービス提供責任者は、計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- (5) サービス提供責任者は、計画を作成したときは、当該介護訪問介護相当サービス計画を利用者に交付すること。
- (6) 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うこと。
- (7) 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (8) 訪問介護相当サービス計画の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し適切な介護技術をもってこれを行うこと。
- (9) サービス提供責任者は、訪問介護相当サービス計画に基づくサービスの提供を開始した時から、当該訪問介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者等に、少なくとも1月に1回以上報告するとともに、当該訪問介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間の終了まで

に、当該訪問介護相当サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を、少なくとも1回以上行うこと。

(10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告すること。

(11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問介護相当サービス計画の変更を行うこと。この場合において、第1号から前号までの規定を準用する。

（訪問介護相当サービスの提供に当たっての留意点）

第42条 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意しつつ行わなければならない。

(1) 訪問介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たっては、指定介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。）又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、訪問介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的、かつ、柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) 訪問介護相当サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族による支援、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性について考慮すること。

第3章 通所介護相当サービス

第1節 基本方針

第43条 通所介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活の機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第44条 通所介護相当サービスの事業を行う者（以下「通所介護相当サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「通所介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「通所介護相当サービス従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 通所介護相当サービスの提供日ごとに、通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 通所介護相当サービスの単位ごとに、専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 通所介護相当サービスの単位ごとに、当該通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所介護相当サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第9条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における通所介護相当サービス、指定通所介護及び指定地域密着型通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人以下の場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
- (4) 機能訓練指導員 1以上とし、日常生活を営むのに必要な機能減退を防止するための能力を有する者で理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師（以下、「理学療法士等」という。）、又は理学療法士等の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師の資格を有する者ものとする。
- 2 通所介護相当サービス事業所の利用定員（当該通所介護相当サービス事業所において同時に通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合には、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、通所介護相当サービスの単位ごとに、当該通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該通所介護相当サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合には、他の通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。

- 5 前4項第1項、第2項、第4項及び前項の通所介護相当サービスの単位は、通所介護相当サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能減退を防止するための能力を有する者で理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師（以下、「理学療法士等」という。）、又は理学療法士等の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師の資格を有する者とし、当該通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 8 通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項まで又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第45条 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

（設備及び備品）

第46条 通所介護相当サービス事業所には、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所介護相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する設備は、次に掲げる基準を満たさなければならない。
 - (1) 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上の面積とすること。ただし、食事を行うときにその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行うときにその実施に支障がない広さを確保できる場合は、同一の場所とすることができる。
 - (2) 相談室 相談の内容が漏えいしないよう遮蔽物の設置その他の必要な措置を講ずること。

- 3 第1項に規定する設備は、専ら当該通所介護相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所介護相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第4項まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 5 通所介護相当サービス事業者が第1項に規定する設備を利用して夜間及び深夜に通所介護相当サービス以外のサービス(以下「宿泊サービス」という。)を提供する場合、当該通所介護相当サービス事業者は、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出なければならない。
- 6 前項の宿泊サービスを提供する場合、小樽市における指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針遵守するとともに、宿泊サービス利用者の尊厳の保持及び安全の確保並びに宿泊サービスの健全な提供に努めなければならない。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

- 第47条 通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する通所介護相当サービスを提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該通所介護相当サービスに係る第1号事業支給費基準額から当該通所介護相当サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除した額の支払を受けるものとする。
- 2 通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所介護相当サービスを提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と、当該通所介護相当サービスに係る第1号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 通所介護相当サービス事業者は、第1項及び前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 食事の提供に要する費用
 - (3) おむつ代
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、通所介護相当サービスの提供において提供される便宜であって日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用

- 4 第2号に掲げる費用については、居宅、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年9月7日厚生労働省告示第419号）の定めに基づきとする。
- 5 前項の具体的な範囲については通所介護等における日常生活に要する費用の取扱について（平成12年3月30日老企第54号）の通知の取扱に基づきとする。
- 6 通所介護相当サービス事業者は、第3項の規定による費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（管理者の責務）

第48条 通所介護相当サービス事業所の管理者は、当該通所介護相当サービス事業所の従業者の管理及び通所介護相当サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 通所介護相当サービス事業所の管理者は、当該通所介護相当サービス事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第49条 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項（以下この節において「運営規程」という。）に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 通所介護相当サービスの利用定員
- (5) 通所介護相当サービス内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第50条 通所介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な通所介護相当サービスを提供できるよう、通所介護相当サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めなければならない。

- 2 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス事業所ごとに、当該通所介護相当サービス事業所の通所介護相当サービス従業者によって通所介護相当サービスを提

供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。
- 4 通所介護相当サービス事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（定員の遵守）

第51条 通所介護相当サービス事業者は、利用定員を超えて通所介護相当サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第52条 通所介護相当サービス事業者は、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 通所介護相当サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（地域との連携）

第52条の2 通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（衛生管理等）

第53条 通所介護相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 通所介護相当サービス事業者は、当該通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第54条 通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する通所介護相当サービスの提供に関し事故が発生した場合は、当該指定を受けた市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故が利用者の死亡事故その他重大な事故であるときは、通所介護相当サービス事業者は、速やかに市に報告しなければならない。

- 3 通所介護相当サービス事業者は、前2項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 5 通所介護相当サービス事業者は、第46条第4項の通所介護相当サービス事業以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項から第3項までの規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第55条 通所介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する通所介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 第58条第1項第2号に規定する通所介護相当サービス計画
- (2) 次条において準用する第18条第2項に規定する提供したサービスの具体的内容等の記録
- (3) 次条において準用する第22条の規定による市等への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第34条第2項に規定する事故の状況及び当該事故にして採った処置についての記録

(準用)

第56条 第3条の2、第3条の3、第7条から第16条まで、第18条、第20条、第22条、第23条、第27条の2、第28条の2、第29条から第31条まで、第33条から第36条の2まで、第37条の2及び第38条の規定は、通所介護相当サービスの事業について準用する。この場合において、第7条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは、「通所介護相当サービスの提供に当たる従業者(以下「通所介護相当サービス従業者」という。)」と、第23条及び第29条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護相当サービス従業者」と、第7条の2第1項及び第29条中「第25条」とあるのは「第49条」と読み替えるものとする。

第5節 共生型通所介護相当サービスに関する基準

(共生型通所介護相当サービスの基準)

第56条の2 共生型訪問介護相当サービスの事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス等基準第七十八条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設

備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。)第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。)を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第四条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第五条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者、共生型通所介護及び共生型通所介護相当サービスの利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型通所介護相当サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護のサービスを提供する事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第56条の3 第3条の2、第3条の3、第7条から第16条まで、第18条、第20条、第22条、第23条、第27条の2、第28条の2、第29条から第31条まで、第33条から第36条の2まで、第37条の2、第38条、第43条、第45条、第46条及び第48条並びに前節(第56条を除く。)及び次節の規定は、共生型通所介護相当サービスの事業について準用する。この場合において、第7条の2第1項中「第25

条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第49条に規定する運営規程をいう。第29条において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護相当サービスの提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護相当サービス従業者」という。)」と、第23条及び第29条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護相当サービス従業者」と、第46条第5項中「通所介護相当サービス事業者が第1項に規定する設備を利用して夜間及び深夜に通所介護相当サービス以外のサービス(以下「宿泊サービス」という。)を提供する場合」とあるのは「共生型通所介護相当サービス事業者が共生型通所介護相当サービス事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護相当サービス以外のサービスを提供する場合」と、第50条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護相当サービス従業者」と、第55条第2項第2号中「次条において準用する第18条第2項」とあるのは「第18条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第22条」とあるのは「第22条」と、同項第4号中及び第5号中「次条において準用する第34条第2項」とあるのは「第34条第2項」と読み替えるものとする。

第6節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(通所介護相当サービスの基本取扱方針)

第57条 通所介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標が設定され、計画的に行われなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、主治の医師又は歯科医師と連携を図りつつ、自らその提供する通所介護相当サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの提供に当たっては、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔の機能の向上等の特定の心身の機能に着目した改善等のみならず、当該心身の機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 通所介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの提供に当たっては、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加することができるよう適切な働きかけに努めなければならない。

(通所介護相当サービスの具体的取扱方針)

第58条 通所介護相当サービスの方針は、第43条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 通所介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議その他の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 通所介護相当サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画（以下この条において「通所介護相当サービス計画」という。）を作成すること。
- (3) 通所介護相当サービス介護事業所の管理者は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合には、当該介護予防サービス計画等の内容に沿って通所介護相当サービス計画を作成すること。
- (4) 通所介護相当サービス事業所の管理者は、通所介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- (5) 通所介護相当サービス事業所の管理者は、通所介護相当サービス計画を作成したときは、当該通所介護相当サービス計画を利用者に交付すること。
- (6) 通所介護相当サービスの提供に当たっては、通所介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うこと。
- (7) 通所介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (8) 通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってこれを行うこと。
- (9) 通所介護相当サービス事業所の管理者は、通所介護相当サービス計画に基づくサービスの提供を開始した時から、当該通所介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者等に、毎月1回以上報告するとともに、当該通所介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間の終了までに、当該通所介護相当サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を、1回以上行うこと。
- (10) 通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告すること。
- (11) 通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じ通所介護相当サービス計画の変更を行うこと。この場合において、第1号から前号までの規定を準用する。

（通所介護相当サービスの提供に当たっての留意点）

第59条 通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。

(1) 通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たっては、指定介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、通所介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的、かつ、柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) 通所介護相当サービス事業者は、運動器の機能の向上のためのサービス、栄養状態の改善のためのサービス又は口腔の機能の向上のためのサービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されているものその他の適切なものを提供すること。

(3) 通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供を行わず、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じ、利用者の安全に最大限に配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第60条 通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時における手引等を作成し、当該通所介護相当サービス事業所の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たっては、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たっては、事前に脈拍、血圧等の測定等により利用者の当日の体調を確認するとともに、合理的で適度な内容のサービスとするよう努めなければならない。

4 通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に配慮し、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかな主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(サービス提供責任者に係る経過措置)

2 この要綱の公表の際、現にサービス提供責任者（第4条第2項のサービス提供責任者をいう。）の業務に従事している者であって、改正前の厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）第3号に相当するものについて

は、平成31年3月31日までの間は、引き続き当該サービス提供責任者の業務に従事することができる。

(旧実施要綱の規定による事業者の指定に係る経過措置)

3 この要綱の施行前に、改正前の小樽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「旧実施要綱」という。）第13条の規定により小樽市訪問介護相当サービス及び小樽市通所介護相当サービスの事業者の指定を受けている者は、旧実施要綱第16条に規定する現に受けている指定の有効期間に限り、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。